



特集●歴史は二度繰り返す？

VII CIO の形成

論文■CIO の形成——組織原理の対立 長沼 秀世

コメント■CTW の結成は「CIO の形成」の再版なのか 五十嵐 仁

CIO の形成

——組織原理の対立

長沼 秀世 (津田塾大学名誉教授)

最近アメリカ労働運動においては、中央連合体の AFL-CIO から 7 組合が脱退して、別組織である Change to Win を結成した。これは 1930 年代に AFL が分裂し、CIO が誕生したことと一見類似している。しかし CIO の結成は、職能別組合か産業別組合かという組織原理上の対立によるものであり、しかも 2 度に及ぶ AFL 大会における激しい論争の結果であった。決議案に敗れた少数派の産業別組合派が 1935 年の大会直後にまず産業別組織委員会を結成したが、それは AFL からみずから脱退したのではなかった。その後 38 年までに関係組合が AFL から除名された結果、それら組合は産業別組織会議を結成したのである。この点で CIO の成立は、今日の Change to Win の結成とは様相を異にするのではなかろうか。

目次

- I 最近のアメリカ労働運動分裂
- II 組織原理問題の表面化——1934 年の AFL 大会
- III 対立の激化——AFL の 1935 年大会
- IV CIO の成立

I 最近のアメリカ労働運動分裂

今日、アメリカにおける労働運動の問題は多くの人々の注目を集めるものではないが、その動向はなお無視してはならない一定の重要性を持っているといえよう。なぜならば、いわゆるグローバリゼーションを主導しているアメリカ経済がわが国を初め多くの国々の経済にしばしば望ましからざる影響を与えている中で、それに多少とも対抗

しうるアメリカ国内勢力の重要な要素が労働運動に他ならないからである。

ともあれ、現在のアメリカ労働組合組織率はわずか 12.5% (実数にして 1547 万人) であり、主要経済先進国の中ではほとんど最低の比率である。ただしこの比率は、やや検討を要するものである。この比率の基礎となる雇用総数には管理職や専門職などが含まれており、給与および年俸を受け取る全雇用数が基礎となっている。したがって、その相当数は労働運動に参加することがほとんどありえない人々であり、本来ならば、労働組合組織率の算定基礎からは除外すべき人々である。しかし、それらを正確に算定することは事実上不可能であるため、以上のような数値となって発表されているのである¹⁾。

このようなアメリカ労働運動の動向の中で、2005年の夏から秋にかけ、大きな変化が生じた。それは、50年来アメリカ労働運動の中央連合体であったAFL-CIO（アメリカ労働総同盟・産業別組織会議）から4つの組合が脱退し、さらに3つの組合を加え別個の連合体を組織したことである。この動きは、近年、組織拡大に大きな成果を挙げ、今や180万人の組合員を誇るサービス労働者組合（Service Employees International Union）を先頭としたものである。しかも同組合は、現AFL-CIO会長スウィーニー（John J. Sweeney）の選出母体であるという、いささか衝撃的なものであった²⁾。また、SEIUと並んで主導的な役割を果たしたのは、同じく大組合（140万人）であり、やはり組織拡大に成果を挙げているトラック運転手組合（Teamsters）であるが、その他、一般労働者組合（Laborers, 70万人）、ホテル・レストラン従業員およびアパレル産業労働者組合（Unite Here, 45万人）、食品および商業労働者組合（Food and Commercial Workers, 130万人）、農業労働者組合（United Farm Workers, 2.7万人）、大工職組合（Carpenters, 52万人）が参加している。以上の7組合は合計620万人に及ぶ大勢力であり、今や900万人となった現AFL-CIOに員数において及ばないとはいえ、近年の動向を考えると、アメリカ労働運動の活力の面ではむしろ有力な存在になることも容易に想像できるのである。なお、組合員数は公称であり、相当水増しされていると思われる。

それにしても、現段階でなぜこれら7組合がAFL-CIOとは別個の連合体を結成したのかは必ずしも明確ではない。新連合体は「勝利のための変革連盟」Change to Win Federationと名乗っているが、組織の名称としてはいささか安定感のないものである。その点、一時的に別組織であっても、将来的にはAFL-CIOに再合同することもありうるように思われる。ともあれ新組織の当事者たちは、現AFL-CIOが労働組合の勢力拡大に十分な努力を払っているとはいえ、組織の漸減傾向に有効な手段を講じていないと主張する。そこで彼らはAFL-CIOに対し、参加各組合からの加盟上納金の半額をそれぞれの組織活動に振り向

けるようにすることを要求した。しかしAFL-CIO側は、中央連合体として必要な政治活動その他のための資金需要が大きいため、その要求を却下したのである。

つまり対立点は、端的に言えば、直接に各分野の労働者組織化に全面的な努力を注ぐか、全般的に労働者に有利な立法、行政の実現のために、政治活動にも相当なエネルギーをつぎこむかという点にありそうである。次第に勢力が縮小するアメリカの労働運動の現状に対して、ひたすら強力に組織活動に取り組もうとする新組織の目標は、大いに賞賛すべきものである。しかし、そのことが直ちにAFL-CIOから脱退することにつながるとは思えない。ともあれ、組織活動に全面的に集中するためには資金を大幅に投入しなくてはならず、それを認めようとしない中央連合体にとどまる限り活動を制約される、ゆえに脱退する、という新組織側の主張もわからなくはない。他方、労働運動は統一して強大な勢力になっているからこそ、活動を強化することが可能であるというAFL-CIO側の主張も一理あることになる。さらに、組合員、非組合員を問わず、全労働者に有利な制度、たとえば最低賃金の引き上げといった目標の実現を目指すには、強大な統一した労働運動が丸となって政治に迫るべきであるということも十分に肯定できる論理である。

II 組織原理問題の表面化——1934年のAFL大会

今回のアメリカ労働運動分裂は、一見、かつて1930年代に生じた問題と類似しているように思われようが、いささか様相が異なるともいえる。30年代、中央連合体AFLに対抗してCIOが組織されたという点では、形式上、今回の問題と同様である。しかし次に説明するように、CIOはAFLの組織原理とは異なる新たな組織原理を掲げて新組織を設立したのである。またその設立は、今回のように数カ月という短期間におこなわれたのではなく、数年もの歳月をかけておこなわれたのである。以下これらの点について、概略を述べたい。

周知のように、当時の AFL は一定の職能あるいは技能を持った熟練工ごとに別々の組合を組織するという職能別組織原理によっていた。そのため、相対的に簡単な訓練で仕事に就ける非熟練工または半熟練工を中心とした産業、典型的には自動車製造や鉄鋼生産のような機械を中心とする産業の労働者を組織するにはまったく適していなかった。したがってそれらアメリカの代表的な産業部門においては、ほとんど労働組合が存在しなかった。それら産業の巨大な資本に対抗してその労働者を組合に参加させるには、ある工場なり事業所の労働者が職能によって分断されることなく、ひとつの組織に参加することが可能な産業別組織原理が必要であった。このような主張は少なくとも 20 世紀の初めから存在したが、それはしばしば社会主義者が主張していたものであり、また IWW はじめ AFL に対抗する「二重組織」が採用した組織原理であったため、AFL は炭鉱のような若干の例外を除いて、それを否定してきたのである。

しかし大恐慌に続くニューディールという変動の時代にあって、ローズヴェルト新政権下の 1933 年 6 月に全国産業復興法が制定された。その第 7 条 a 項で消極的ながら労働者の団結権・団体交渉権が認められると、AFL の中にも積極的な組織活動の展開を求める声、そのために新たな組織原理を採用することを求める声が挙げられるようになった。そこで AFL も法制定後まもなく組織問題に関する組合代表会議を開いたが、その結論は、既存全国組合の活動によらずに新しく組合が結成され、それらが AFL に加盟を求めてきた場合には、それらを一時的に中央直属の連盟組合 (federal union) とすることであった。それら連盟組合が将来なんらかの新しい全国組合になるのか、既存の全国組合のいずれかに所属するのか、時には分割されるのかという点については未定のままであった³⁾。

その後、組織活動の問題を検討する特別協議会が翌 34 年 1 月に、関係 75 組合代表参加の下に開催され、およそ次のような結論がだされた。「今日、われわれは全国産業復興法体制の下にあり、それは労働者の組織化に同情的である。AFL は

組織化を主導すべきであるが、そのために特別な組織形式を取る必要はない。AFL はいかなる形式、方法であっても、労働者の組織活動を支援する。現在の各組合の構造、権利、利益は維持、保障され、また、各組合の自治は守られる。AFL は各組合の活動範囲外の労働者を連盟組合に組織し、それらが全国組合となるよう奨励する。この過程において、各組合間で管轄権紛争が生じようが、それには寛容の精神で対処し、適切に処置するべく、その解決を執行部に委任されたい。」⁴⁾

ともあれ、このような組織方針に基づき AFL の 1934 年度の活動が展開されたが、労働者の新たな動向によって、それまでの逆境の中で低落傾向にあった組合員数は増加の傾向を見せるようになった。そこで同年秋に開催された大会において、執行部は組織活動の成果を自賛する楽観的な報告をおこなった。それは、後の CIO 結成につながる大量生産工業に関して、若干の産業部門の労働者が AFL に参加したことなどにふれた後、自動車産業について述べている。「1933 年 6 月にはひとつもなかった自動車組合が今や 106 組合となり、各大工場に組合があるようになった。それらは本年 6 月に全国協議会を設立した。」

このような執行部報告に対し参加組合は決議案を提出するが、34 年大会においては決議案総数の 6 分の 1 に相当する 35 本が組織問題に関するものであり、その中でもっとも多かったのが産業別組合に関するものであった。その 14 決議案のうち 2 本を除いて、いずれも産業別組合を承認することを求めるものであり、特に 3 本は自動車産業に産業別組合を認めよと主張するものであった。さらにそれらを一般化して、大量生産工業の各分野における産業別組合の提案、あるいは職能別組合の全面的な再編、すなわち、AFL の全面的な改革を求める主張もあった。また当然ながら、産業別組合の主張をすべて否定し、当時すでに 50 年近くなる AFL の歴史の中で育まれてきた職能別組合を維持することを訴える決議案もあった。

大会の決議委員会は、これら対立しあう決議案を個別に扱うのではなく、一括してほぼ次のような勧告をおこなった。「これら決議案は、アメリカの労働運動が直面する最重要の問題のひとつで

あり、また、各加盟組合の利害にかかわる問題を扱っている。大量生産方式は比較的新しいものであり、組合に反対する企業、集中資本の下にある労働者を職能別組合に組織することは困難であり、あるいは不可能であった。しかし近年、全国産業復興法第7条a項によりこれら労働者の組織化気運が解放された。AFLはこの要求に対処することを望んでいる。しかしわれわれは義務として、職能別に組織された全組合の管轄権を十分に守り、その権利行使の機会を与えなければならない。経験上、職種に境界を識別できる労働者の福祉、利益を守るには、職能別組合がもっとも効果的である。一方、何千もの労働者が雇用される多くの産業では、別の基礎による組織がもっとも効果的である状況も認められる。このような新しい事態に対処するため、執行部は自動車、セメント、アルミなどの大量生産工業に対し、執行部が必要と判断したとき、全国組合の承認状を発行せよ。また執行部は、できる限り早く鉄鋼業の組織活動を開始し、管理せよ。なお、現存組合を保護するため、執行部はこれら新組織の活動方針を指示し、事務を管理し、役員を任命せよ。」

これは、やや混乱した曖昧な勧告であり、「産業別組合」という言葉は用いられていなかった。つまり勧告は、作成の過程で6日間も討議されたというが、多様な主張、見解を妥協させた結果であり、いわば意図的に問題点を隠した結果であった。したがって大会における討議では、さまざまな解釈、説明がおこなわれたが、長時間の討議の結果、拍手をもって全員一致で、決議委員会勧告が可決されたのである。

しかし同じ大会において、表面的には管轄権紛争であるが、実質的には職能別か産業別かの原理的対立を示す問題が取り上げられ、その賛否によって、両者の勢力がいかなるものであるかが示された。それは醸造業労働組合（Brewery Workers）とトラック運転手組合の管轄権紛争であった。醸造業組合は醸造所に関係する労働者を一括して組織すること、すなわち産業別組合を目指していたため、他の職能別組合との間で管轄権紛争が絶えなかった。1933年初めまではこの組合はまったくの弱小组合であったが、同年の禁酒法廃止によ

り、活発な組織活動を展開しはじめたため、いくつかの職能別組合との間に紛争が広がったのである。それに対しAFL執行部は該当労働者が各職能別組合に所属すべきであると決定したが、醸造業組合はそれに従わず、紛争は続いた。執行部は34年大会にこの件を報告し、決定に服するよう命じたことへの大会承認を求めた。大会ではそれをめぐるそれぞれの主張が展開され、大会において2度目の票決がなされた。その結果は、執行部報告への賛成1万5558票、反対9306票、棄権440票であった。つまり、醸造業労働者の一括参加という同組合の要求は拒否された。したがってAFLの1934年大会は、実質的には産業別組合方式を否定したことになるのである。

III 対立の激化——AFLの1935年大会

1935年は、アメリカ労働運動にとって大きな変動の年であった。一方では、それをめぐる法的、社会的な状況が大きく変わり、他方ではその後20年に及ぶ労働組合組織の分裂、対立、活発化の出発点となったのである。同年5月末、全国産業復興法が違憲判決を受けた。それは、同法が州の自治権を侵害し、また立法権の一部を行政府が侵害しているという理由であった。しかし連邦議会は7月初め、全国産業復興法よりさらに積極的に労働者の団結権、団体交渉権を保護する全国労働関係法、通称ワグナー法を制定した。それは、労働者の組合参加や組合側の団体交渉要求などを妨害するような使用者側の不当労働行為を禁止し、また全国労働関係局にそれらを調査し、訴追する権限を与えるものであった。同法はそれまでの労働政策のなかでもっとも親労働者的、進歩的なものであり、少なくとも1947年のタフト・ハートレー法まで、アメリカ労働運動の発展に大きく寄与するのであった。

こうした中で労働者の組合参加意欲はそれまで以上に高まり、組織活動の可能性は大きくなった。しかし先に述べたようなAFLの方針はそれらを十分にくみ上げるものではなかったため、現実の組合員数増加はむしろ前年をわずかながら下回るものであった。それにもかかわらず、1935年大

会における AFL 執行部の報告は楽観的なものであった。それは、大量生産工業の分野における組織活動の成果は上々であるとして「これまで組織がなかったか、あってもごくわずかであった産業に対し、絶えず組織活動が展開された。未組織労働者が組合加入の意欲を示した場合には、ただちに活動家が援助し、組合を結成した結果、過去2年間に計1804に上る連盟組合が組織された。執行部は、自動車、セメント、アルミなどの大量生産工業における全国組合の問題を特に考慮し、その組織性を慎重に検討した後、8月に統一自動車労働者組合 (United Automobile Workers) を設立した。また9月に統一ゴム労働者組合 (United Rubber Workers) を設立した」と述べ、それぞれの管轄権その他の規定を報告した。また鉄鋼業については、執行部が組織活動を開始し、推進する機会はなかったが、それは鉄鋼労働者に対する管轄権を持つ鉄・鋼・錫組合 (Iron, Steel and Tin Workers) の内紛、分裂のためであった、と説明した⁵⁾。

このように自動車、ゴムの2全国組合が設立されたが、それは産業別組合というには多くの制約があり、似て非なるものであった。またその役員は AFL 会長が任命するという点で、その自治権を否定するものであった。さらに最重要問題と認識されていた鉄鋼業については、実体として19世紀における鉄鍛冶労働者を対象とした組合の自治、管轄権の保護という名目で、鉄鋼労働者に対する組織活動が軽視されたのであった。しかし執行部は、内部に組織論上の反対、不満があることにに対し、次のような予防線をはることを忘れなかった。「柔軟な AFL の方針の下で、大量生産工業の未組織労働者を組織する機会が見出されている。今後もこの方針により、大量生産工業の管轄権は個々の事例により決定する。大量生産工業の組織形態、性格に関する意見の相違を執行部は十分認識している。AFL の組織方針は、民主的な方法で大会の多数で定めるべきものである。この問題に関しては、冷静に討議して解決することを望む。」

このような執行部報告に対し、参加代議員から提出された組織活動に関する決議案は、前例のない多数に上る50本を超えるものであった。その

うち30本近くが産業別組合の原則に立ち、23決議案は明確に産業別組合を主張していた。10本は鉄鋼、化学、ゴム、セメント、アルミ、ラジオなど個別産業における産業別組合を主張していた。残る13本は、一般的に産業別の組織原理を求めていた。

これらに対し、決議委員会はほとんど前例のない形で、多数派、少数派がそれぞれ別個に勧告案を出し、その票決の結果、組織論上の対立は修復しがたいものになるのである。まず決議委員17名中8名が支持する多数意見は、およそ次のようなものであった。「これら決議案を検討した結果、それらは前大会の決定を誤解しているか、またはそれを捨て、現存組合の産業別組合への合同を欲していることが判明した。しかし前大会の組織問題に関する決定は明確であり、大量生産工業の労働者に対し、全面的に組合を承認することを認めている。また、決定は誤解の余地なく、技能労働者と大量生産工業労働者の相違について述べている。さらにそれは、AFL 加盟各組合の権利を侵害しないよう定めている。各組合は AFL の承認を受けて管轄権を設定したことにより、AFL との間に契約が成立したのである。この契約は、一方では各組合に対し AFL の方針、目的への忠誠を要求し、他方では AFL が各組合の管轄権、自治を保障したものである。この契約は、一方的に破棄または変更することはできない。以上の理由から、これら決議案に反対し、前大会の決定を再確認するよう勧告する。」

この多数派勧告が終わると、ただちに少数派代表である印刷工組合 (Typographical Union) のハワード (Charles P. Howard) が「決議委員7名は多数意見に同意できず、長時間の討議の末、あえて少数意見を提出することにした」と述べ、以下のような勧告を読み上げた。「AFL は設立以来、未組織労働者の組織化を目的としており、この主たる目的達成のためには、組織方針は変更できるとの信念をもっていたはずである。各全国組合が職能別の形で承認された後、産業の方式は変化し、以前とは異なる性格を持つにいたった。それゆえ、新しい労働者層については、現存組合の管轄権が設定された当時には予想されておらず、その管轄

権に含まれていないことは明白である。一般常識的には、今日の必要に対処できるように AFL の組織方針を変更することが求められている。大量生産工業の労働者は職能別組合への加入資格のない機械的な仕事に従事しており、その組織化のためには、産業別組合のみが唯一の解決策である。これら産業内の少数の労働者に職能別組合が管轄権を主張することは、大量生産工業労働者の組織化を阻むものである。なぜならば、これら労働者をいったん連盟組合に組織した後、分割して職能別組合に移籍させることに対して、労働者自身が統一的行動力を破壊されると恐れているからである。したがって、これら産業の労働者を十分に組織するには、全労働者を組合員とする産業別組合に無制限の承認を与えるべきである。しかしこの方針は、各職能別組合の現組合員または熟練労働者が支配的である各組合の正当な管轄権内の潜在的な組合員を奪うことを意味するものではない。」

こうして同勧告はさらに「執行部は以上の点を認め、大量生産工業に対し産業別あるいは工場別の組合の無制限な承認状を発行せよ。また執行部は大多数の労働者が未組織である産業に対し、積極的に組織活動をおこなえ。さらに、独立組合、会社支配の組合、別組織に加入している組合であっても真の組合であれば、無制限に承認せよ」と主張した。なお、この少数派勧告に署名したのは、炭鉱組合 (United Mine Workers) のルイス (John L. Lewis) など 6 名であった。7 名が少数意見のほうであったが、この点への質問から討議が始まったが、それへの回答は、7 人目の委員にある方面から圧力が加かったためだとのことであった。残る 2 名は棄権した。

ともあれ、討論は午後 2 時半から深夜まで続いた。その議論は激しく興味あるものであったが、ここでは省略せざるをえない。採決動議が出されると、ある代議員は連盟組合など弱小組合の決議案提出者にも発言権を与えるよう要求し、またある代議員は困難が予想される票決を翌日に回すよう提案したが、いずれも却下された。かくして、少数意見すなわち大量生産工業への包括的管轄権を持つ産業別組合を承認するという勧告は、賛成 1 万 933 票、反対 1 万 8024 票、棄権 788 票で敗

れたのであった。

以上のような組織原理にかかわる対決がおこなわれた翌日、ふたたび別の形で産業別組合派と職能別組合派の対立が示された。それは、金属鉱山組合 (Mine, Mill and Smelter Workers) に関する管轄権をめぐる執行部の処置に対して、同組合が抗議したことに関する問題であった。その 1 支部がアナコンダ銅会社に対してストライキをおこなっていた際、若干の職能別組合が一部の労働者を代表して会社側と労働協約を結んでしまった。それに対して、同組合が管轄権の侵害として AFL 執行部に訴えたが、執行部は侵害に当たらないと判定したのである。それに関する討論もふたたび深夜まで続き、票決に付された。結果は先の組織原理の場合とほとんど変わらないものであった (賛成 1 万 897 票、反対 1 万 8464 票、棄権 385 票)。

さらにその翌日、空席であった AFL 副会長の選出をめぐっても、産業別組合派と職能別組合派の対立が繰り返された。産業別組合派の推す前出のハワードと職能別組合派の推す鉄道組合委員長が対決し、票決の結果、前 2 回と大差ない数で産業別組合派代表が敗れたのである (賛成 1 万 1693 票、反対 1 万 7370 票、棄権 683 票)。

しかし、このような 3 度にわたる産業別組合派と職能別組合派の対立は、なお抽象的な原理に関する対立、毎年のように繰り返される管轄権紛争のひとつ、役員選挙の問題であり、必ずしも具体的にまたは直接的に大量生産工業の労働者の組織化が成功するか否かという問題にかかわるものではなかった。その点、大会の最終日におこなわれた個別産業への産業別組合を認めるか否かの決議案に関する処置は、産業別組合派と職能別組合派の対立をさらに深めることになった。たとえば、ガス・コークス・副製品および関連化学産業への産業別組合を求める決議案は、執行部へ付託するという事実的に否決された。またゴム組合は大会直前に全国組合になることを認可されていたが、「ゴム工場内外の全労働者への管轄権を与えよ」という決議案は、決議委員会の意見が割れたものの、少数意見は付されずに、反対勧告のみが提出された。

これをめぐる議論では、ついに炭鉱組合のルイ

スと大工職組合委員長のハッチソン (William L. Hutcheson) が殴りあう事態となり、双方の組合の代議員が駆けつけみあいをはじめ、議場は混乱した。これを見ていた決議委員会書記長のフレイ (John P. Frey, AFL の金属部門協議会会長) は AFL 会長のグリーン (William Green) に「これは、労働運動を壊すことになるだろう」といったと伝えられている。ともあれ、議長を務めるグリーンは口頭で賛否を取ろうとしたが、結果は明らかではなかった。正式投票の要求がされると、グリーンは議長にその動議採否決定を任せるよう挙手を求めた。その結果は 108 対 104 という僅差であったが、それは明らかに多くの代議員の挙手が計算されていないものであった⁶⁾。さらに「自動車組合に、自動車産業の全労働者への組織活動権を認めよ」という決議案が議題となった。これに対しても相当な長時間に及ぶ討議がおこなわれたが、結局、その決議案は、104 対 125 で敗れた。こうして AFL の 1935 年大会は何度かにわたり、産業別組合論を原理的にも具体的に、また直接的、間接的にも否定したのである。

IV CIO の成立

以上のように、AFL 内で産業別組合論を展開していた勢力は、その主張がいかにも実現できないことを知り、大会終了直後に産業別組織委員会 (Committee for Industrial Organization) を結成するにいたった。その発端については諸説あり、モリスは産業別組合決議案が敗れた後、ルイスとマレー (Philip Murray, 炭鉱組合副会長、後の CIO 会長) と油田・ガス田・精油組合 (Oil Field, Gas Well and Refinery Workers) のフレミング (Harvey C. Flemming) の 3 人が会食した際、委員会結成の話が浮かんだとする。しかしガレンソンとタフトは、大会の終了直前にルイス、ハーワードのほか、合同衣服組合 (Amalgamated Clothing Workers) のヒルマン (Sidney Hillman)、婦人服組合 (Ladies Garment Workers) のダビンスキー (David Dubinsky) の 4 人が会談して決めたという。さらにプライスは別の説を採り、以上の 4 人に加えて、炭鉱組合のケネディ (Thomas

Kennedy)、ブローフィー (John Brophy)、帽子工組合 (United Hatters) のザリツキー (Max Zaritsky)、繊維組合 (United Textile Workers) のマクマホン (Thomas F. McMahon) が大会終了の翌朝に会食して、委員会結成について計画を進めたという。この説は、デュボフスキーとヴァンタインが叙述したもっとも権威あるルイスの伝記にも採用されている。これらはいずれも大きな誤りではなく、おそらく第 1 説の 3 人が事前に相談した後、ヒルマンなどが参加してやや具体的な話を進め、さらに CIO の最初の委員に就任する人々を集め、より本格的な準備会談を開いたと解釈できよう。なおこの点、唯一の本格的な CIO 史であるジューガーの著作では曖昧なままである⁷⁾。

ともあれここを発端として、その後 3 年間に及ぶ CIO 側の自動車、鉄鋼その他の大量生産工業分野の労働者の組織化の努力、その間 AFL に留まるか除名されるかをめぐる AFL 執行部との交渉を経て、1938 年秋に正式に産業別組織会議 (Congress of Industrial Organizations) が成立した。この具体的な動向については、紙数の制約上、注記の拙著を参照されたい。

以上の CIO 設立 にいたる過程を今日の Change to Win の結成と比較すると、組織原理の対立、正式組織結成までの時間的長さなどの点で、相当に異なるものと考えざるを得ない。ともあれ、CIO がアメリカ労働運動のあり方に大きな変化を与え、膨大な数の労働者を組織化したことを想起すると、今日の Change to Win も組織活動の活性化を目指している点で、アメリカ労働運動の停滞傾向にある程度の歯止めを掛けることになるかと期待してよいのではなからうか。

1) <http://stats.bls.gov/news.release/union2nr0.htm>, accessed on Jan. 5, 2007; U.S. Bureau of Census, *Statistical Abstract of the United States, 2006*, tables #592, 604, 647, 648 を比較検討せよ。

2) これらの事実については *New York Times* に比較的詳しく報道されているが、若干の発行日を挙げれば、July 26, July 27, Sept. 15, Sept. 28, Oct. 10, 2005 などである。そこで、Change to Win 関係の事実については、出典注を省略する。

3) American Federation of Labor, *Report of the Proceedings of the Fifty-Fourth Annual Convention of the*

American Federation of Labor, held at San Francisco, California, October 1 to 12, Inclusive, 1934, p. 40 (以下、略記する。)

- 4) *Ibid.* 括弧でくくってあるが、逐語訳ではなく要約である。以下、同様。また、これらの事実については、下記の拙著に詳細に述べてあるため、必要なもの以外は注記を省略する。『アメリカの社会運動——CIO 史の研究』彩流社、2004 年。
- 5) *AFL, 1935 Proceedings*, pp. 93-97.
- 6) *Ibid.*, pp. 725-729; Edward Levinson (1938), *Labor on the March*, New York: Harper, pp. 115-116.
- 7) Melvyn Dubofsky and Warren Van Tine (1977), *John L. Lewis: A Biography*, New York: Quadrangle/The New York Times Books, p. 222; Walter Galenson (1960), *The CIO Challenge to the AFL: A History of the American Labor Movement, 1935-1941*, Cambridge: Harvard

University Press, p. 3; James O. Morris (1958), *Conflict Within the AFL: A Study of Craft Versus Industrial Unionism, 1901-1938*, Ithaca, New York: Cornell University, p. 212; Art Preis (1964), *Labor's Giant Step: Twenty Years of the CIO*, New York: Pathfinder Press, p. 42; Philip Taft (1964), *Organized Labor in American History*, New York: Harper and Row, p. 471; Robert H. Zieger (1995), *The CIO, 1935-1955*, Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1995, p. 23.

ながぬま・ひでよ 津田塾大学名誉教授。主な著書に『アメリカの社会運動——CIO 史の研究』（彩流社、2004 年）など。アメリカ社会経済史専攻。

CTW の結成は「CIO の形成」の再版なのか

五十嵐 仁 (法政大学大原社会問題研究所副所長)

1930 年代における CIO の成立は、「今日の Change to Win の結成とは様相を異にするのではなかろうか」というのが、長沼論文の要約的結論である。かなり異なっているという結論については、私も同感だが、同時に似た点もないわけではない。以下、これらの問題を中心にコメントしたい。なお、「勝利のための変革 (Change to Win)」については、CTW と略記する。

「CIO の形成」との相違と類似

長沼論文が指摘する両者の違いは、第 1 に「CIO は AFL の組織原理とは異なる新たな組織原理を掲げて新組織を設立した」こと、第 2 に「短期間に行われたのではなく、数年もの歳月をかけて行われた」ことの 2 点にある。

第 1 の組織原理についていえば、AFL の熟練工による「職能別組織原理」に対抗して CIO は非熟練・半熟練工を中心とした「産業別組織原理」を掲げていたという点で、両者には明確な違いがある。しかし、今回の分裂においては、組織化の必要性そのものについては AFL-CIO も認めており、95 年に成立したスウィーニー執行部もそれなりの努力を行ってきた。したがって、今回は組

織原理上の対立というよりも、組織政策上の対立という面が大きい。

同時に、見ておかなければならないのは、このような対立の背景には産業構造上の変化とそれに対する既存の労働組合の対応の不十分性という共通の問題が存在しているという点である。1930 年代においては、「自動車製造や鉄鋼生産」のような機械中心の大量生産工業が拡大し、そこに働く労働者を組織するという点で AFL は十分に対応できなかった。同様に、今日、製造業中心からサービス業中心へと産業構造が転換し、そこに働く移民や女性などマイノリティの労働者の組織化に成功していないという問題がある。

第 2 に、分裂に至る期間の問題だが、これについても似た面がないわけではない。長沼論文は、CIO の結成が「今回のように数カ月という短期間におこなわれたのではなく、数年もの歳月をかけておこなわれた」ことを指摘している。たしかに、対立が表面化した AFL の 35 年大会から 38 年秋の CIO の成立までには 3 年余の期間があった。ただし、05 年 6 月 15 日の「勝利のための変革連合 (Change to Win Coalition=CWC)」の発足から 9 月 27 日の CTW 結成大会までには数カ月

しかないが、このCWCは「新たな団結のためのパートナーシップ(New Unity Partnership=NUP)」という組織を母体にしており、それは02年に結成されていた。つまり、今回の場合も、実際には「数カ月」ではなく「数年」の経過があったということもできる。

このように、長沼論文が指摘する点に限って言えば、前回と今回との違いはそれほど大きなものではない。実は、大きな違いは、これ以外の点にあるように思われる。それは、分裂した両組織の亀裂の深さが全く異なっているという点である。

大きな相違は亀裂の深さ

長沼論文が指摘するように、組織分裂に至る対立が激化するのにはAFLの35年の大会だったが、このような意見の違いは33年頃から表面化していた。また、35年大会での対立は激しく、委員長同士の殴り合いや代議員間の「もみあい」などで「議場は混乱した」。そして、この大会の3年後、38年にCIOは正式に結成されている。

今回のCTWの結成にあたっては、このような抗争や混乱はなかった。それどころか、全米農業労組(UFWA)や国際建設労働組合(LIUNA)などは、CTWが結成された時点ではAFL-CIOを脱退していない。また、AFL-CIO側からの排除や除名もなかった。

それどころか、CTWが結成される前から、棲み分けと協力に向けての動きが始まっていたのである。例えば、AFL-CIOで最大の組合であるアメリカ州郡自治体従業員組合連合(AFSCME)は9月19日、SEIUとの間でお互いの組織化活動を妨げないとの2年間の相互不可侵協定に合意した。また、両者はカリフォルニア自宅介護労働者組合AFSCME/SEIUを新たに設立すること、カリフォルニア州とペンシルヴァニア州での自宅保育労働者の組織化にも共同で取り組むことを決めている。

また、地方組織のレベルでも、AFL-CIOとCTWの共闘に向けての動きがあった。11月16日に明らかにされた「連帯加盟許可証プログラム」導入の検討がその一例だが、これは、AFL-CIOが連帯加盟許可証を発行すれば、他のAFL-CIO加盟組合と同率で頭割の費用負担を前提に、

CTWに属する地方労働組合も地方組織の活動に参加できるというものである。

さらに、06年5月9日、AFL-CIOとCTWは11月に行われる中間選挙での共闘について暫定的な合意に達したことを明らかにした。これに基づいて、両組織は「全国労働協調委員会」を設立して基金を組合員から集め、専任の担当者を置き、有権者登録運動、電話やメールでの投票依頼などの活動を展開した。中間選挙における上下両院での民主党の勝利の背景には、このような労働組合の共同の取り組みがあった。

確かに、CTWの結成はAFL-CIOの分裂であり、両者の間には亀裂がある。しかし、それは完全な断絶や対立を生み出しているわけではなく、そこには一定の棲み分けと協力・提携関係が存在している。AFLからのCIOの分裂とは、この点で極めて大きな違いがあると言えよう。

AFL-CIOによる自己変革の試み

さらに注目すべきことは、CTWの結成がAFL-CIOの側の自己変革を促しているということである。これには組織防衛という面があるとはいえ、注目される動きである。

CWCが結成された直後の7月の大会で、AFL-CIOは組織化に2300万ドルを投入し100万人の組合員教育を行うことを決め、ウォルマート、コムキャスト、クリアチャンネル、トヨタという多国籍企業4社を組織化のターゲットに挙げた。これは、組織化活動の強化を求めたCWC(CTW)の要求に、それなりに応えようとする試みだったと言える。

また、06年8月9日、AFL-CIOは不法移民を含む日雇い労働者を支援する全米日雇い労働者ネットワーク(National Day Laborer Organization Network=NDLON)との連携を発表した。これはこれまでのAFL-CIOの活動方針からすると大きな転換であり、不法移民の組織化に積極的に取り組むCTWとの競争に直面し、生き残りをかけて方針転換を迫られたためと見られている。

アメリカの労働組合の組織率は1933年に5.4%(民間)だったが、1945年には22.4%(同)となった。このような組織率急上昇の背景には、

CIOの結成と活発な組織化活動があった。これと同様の成果がCTWの結成と組織化競争によってもたらされるかどうかは分からない。

しかし、06年1月20日のアメリカ労働統計局(BLS)の発表によると、05年のアメリカの労働組合組織率は12.5%で横ばいとなり、組合員数は約1570万人と前年比で21万3000人増えている。下降が続く中で横ばいは1999年以来であり、組合員数が増えて組織率の低下に歯止めがかかったということもでき、希望のもてる兆候だとは言えるだろう。

歴史は繰り返される？

CTWの結成はAFL-CIOの分裂を招き、アメリカ労働運動の力を低下させたかもしれない。しかし、それはマイナスばかりではない。両ナショナルセンターの競争と提携・協力によって、プラスの効果を生み出す可能性も孕まれている。この点で、「アメリカ労働運動の停滞傾向にある程度の歯止めを掛けることになると期待してよいのではなかろうか」という長沼論文の評価に、私も賛

成である。

しかも、中間選挙で民主党が勝利した結果、労働運動をめぐる政治的環境が変化した。労働組合の政治活動にも一定の効果が期待でき、それが労働組合の組織化にプラスになる可能性もある。次期大統領選挙に向けて、AFL-CIOとCTWの協力・共同の余地も拡大するであろう。

もしそうなれば、AFLとの再統合を実現したCIOの歴史が繰り返されることになるだろう。AFL-CIOのスウィーニー会長も「再び統合できるよう、今後も努力していきたい」(『連合』06年9月号)と述べている。おそらく、それは遠くない将来のことであり、少なくとも、AFL-CIOが結成されるまでにかかった20年もの歳月を必要としないのではないだろうか。

いがらし・じん 法政大学大原社会問題研究所教授、2003年より同研究所副所長。最近の主な論文に「労働政治の構造変化と労働組合の対応——政治的側面からみた労使関係の変容」『大原社会問題研究所雑誌』2007年3月号(No.580)。